

事業基盤強化設備の特別償却の償却限度額の計算
に関する付表 (措法42の7①)

			事業年度	.	.	法人名
特別償却の種類	1	42条の7第1項()号	42条の7第1項()号			42条の7第1項()号
事業の種類	2					
(機械・装置の耐用年数表の番号) 事業基盤強化設備の種類等	3	()	()			()
事業基盤強化設備の名称	4					
設置した工場、事業所等の名称	5					
取得等年月日	6	平 · ·	平 · ·			平 · ·
事業の用に供した年月日	7	平 · ·	平 · ·			平 · ·
購入先	8					
取得価額	9	円	円			円
基準取得価額割合	10	35、50又は100 100	35、50又は100 100			35、50又は100 100
基準取得価額 (9) × (10)	11	円	円			円
特別償却率	12	30 100	30 100			30 100
特別償却限度額 (11) × (12)	13	円	円			円
償却・準備金方式の区分	14	償却・準備金	償却・準備金			償却・準備金
適用要件等	(指定告示名、告示番号) (別表番号、該当番号)	() ()	() ()			() ()
事業の用に供した事業基盤強化設備の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項	15					
その他参考となる事項	16					

中小企業者の判定

発行済株式の総数又は出資金額		17	大株式規模法人の保有する細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金額
常時使用する従業員の数	18	人		1		23	
大数規等	第1順位の株式数又は出資金額 (23)	19				24	
模の法保	保有割合 (19) (17)	20				25	
人有の割	大規模法人合計の株式数又は出資金額 (27)	21				26	
株合式	保有割合 (21) (17)	22		計 (23)+(24)+(25)+(26)		27	

特別償却の付表（二）の記載の仕方

- 1 この付表（二）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の7第1項《事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、事業基盤強化設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「特別償却の種類1」は、措置法第42条の7第1項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、（ ）内に該当号を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、事業基盤強化設備を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「事業基盤強化設備の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、事業基盤強化設備の種類、構造、細目等を記載します。また、その事業基盤強化設備が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
なお、租税特別措置法施行規則第20条の3第1項に規定する電子式金銭登録機及び携帯式ターミナル装置については、法人税法施行令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は第133条の2第1項《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。
- 5 「事業基盤強化設備の名称4」には、事業基盤強化設備に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「取得価額9」には、事業基盤強化設備の取得価額を記載します。
ただし、その事業基盤強化設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「基準取得価額割合10」の分子は、次の場合に応じ、それぞれ該当する数字を○で囲みます。
 - (1) 中小企業者に該当する法人以外の法人が取得等をした措置法第42条の7第1項第3号に定める事業基盤強化設備である場合…「50」
 - (2) 中小企業者に該当する法人以外の法人が取得等をした措置法第42条の7第1項第4号に定める事業基盤強化設備である場合…「35」
 - (3) 上記(1)及び(2)以外である場合…「100」
- 8 「償却・準備金方式の区分14」は、その事業基盤強化設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「事業の用に供した事業基盤強化設備の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項15」には、事業の用に供した資産の仕様、性能、型式等その資産が事業基盤強化設備に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載します。この場合、租税特別措置法施行令第27条の7第4項第2号又は同条第6項に該当する事業基盤強化設備については、（ ）内にその指定告示名、告示番号、別表番号及び該当番号を、例えば「平9大蔵省告示第221号」、「別表二の1」のように記載します。
- 10 「その他参考となる事項16」には、法人が措置法第42条の7第1項各号に掲げる法人に該当する旨等参考となる事項を記載します。
- 11 「中小企業者の判定」の各欄は、措置法第42条の7第1項に掲げる中小企業者に該当する法人が事業基盤強化設備につきこれらの規定の適用を受ける場合に、その事業基盤強化設備を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。
 - (1) 「保有割合20」が50%以上となる場合又は「保有割合22」が3分の2（66.666%）以上となる場合には、中小企業者に該当する法人以外の法人として取り扱われますから注意してください。
 - (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細23～26」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本若しくは出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金額の最も多いものから順次記載します。